個人専用支店取引規定

お客さまが、スルガ銀行(以下「当社」といいます。)個人専用支店(以下「当支店」といいます。)と預金取引、ローン取引、サービス取引等(以下「当支店取引」といいます。)を行う場合は、下記条項を確認し、本規定に基づいて取引をすることに同意いただいたものとして取扱いさせていただきます。

第1条 当支店口座開設方法

お客さまは、本規定を承認のうえ、当支店所定の口座開設手続を行い、口座開設申込書類に、当支店所定の本人確認書類を添えてお申込みください。当支店がこれを受領し認めた場合に限り、口座を開設いただけます。 当支店普通預金口座はおひとりさま一口座とします。また、当支店の口座を解約しあらためて口座を作成することは、当社がやむを得ないと認める場合以外はできません。

第2条 当支店との取引方法

1. パソコン及び携帯電話等通信端末機による取引

お客さまは、本規定に基づき、パソコン及び携帯電話等通信端末機による取引(インターネット/モバイルバンキング)をすることができます。(詳しくはインターネット/モバイルバンキング利用規定をお読みください。) ただし、取扱い商品・サービスについては、当支店ホームページに記載のものとします。

2. 現金自動支払機及び現金自動預入支払機による取引

前項に定めるほか、お客さまは、当社又は当社と提携している金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の現金自動支払機若しくは現金自動預入支払機(以下「ATM」と称します)で IC キャッシュカードを使用し普通預金口座からの現金の払出し・預入取引を行うことができます。

3. 無通帳取引

当支店では、口座開設に伴う預金通帳の発行はいたしません。通帳の代わりとして、「デジタル通帳サービス」(詳しくは「デジタル通帳(Webブックフリー)サービス利用規定」をお読みください。)又は「ブックフリーサービス」(詳しくは「スルガの無通帳サービス〈ブックフリー〉ご利用規定」及び「個人向け無通帳サービス〈有料ブックフリー〉利用規定」をお読みください。)の場合は、取引明細書にてお取引状況をご確認いただきます。

なお、「明細書不発行方式」(詳しくは「明細書不発行方式利用規定」をお読みください。)の場合は、取引明細書が発行されないため、お取引状況をご確認いただくことができません。お取引状況のご確認を希望する場合は、別途取引明細の閲覧が可能なサービスの契約が必要です。

4. 郵送による書類授受にての取引

お客さまは、本規定に基づき、郵送による書類授受にて各種取引、サービスをご利用いただけます。ただし、 当社が認めたものに限ります。

第3条 取引時の本人確認

お客さまが、第2条により取引する際、届出のパスワード・暗証番号の認証等、当社所定の方法により本人確認させていただきます。なお、当社が必要と判断した場合、本人確認書類の提出、印鑑の届出をしていただき本人確認させていただくことがあります。

第4条 IC キャッシュカードの発行、取扱い

- 1. 当支店では、お取引を開始するすべてのお客さまに IC キャッシュカードを発行させていただきます。IC キャッシュカードの発行不要の申出や受取り拒否はできません。
- 2. IC キャッシュカードを紛失、又は破損等による使用不能となった場合は必ず再発行の手続をしてください。 再発行されない場合にはこの口座を解約させていただくこともございます。
- 3. 再発行には当社所定の手数料をいただきます。
- 4. IC キャッシュカードの受取りをもって、当社は口座開設時のご本人さま確認の完了とさせていただきます。 お客さまが IC キャッシュカードを受け取らない場合には口座申込のキャンセルと判断させていただくこともございます。
- 5. 代理人カードの発行はいたしません。
- 6. IC キャッシュカードの取引については、当社『ICキャッシュカード取引規定集』の各規定により取扱いをさせて いただきます。

第5条 預金の預入れ

- 1. この預金口座には、手形、小切手、配当金領収書、その他の証券類等の取立を必要とするものは、受入れることができません。
- 2. この預金口座への預金預入れは、ATM(当社及び提携金融機関のATM・ゆうちょ銀行ATM)よりの現金の 預入れ、当社各支店窓口での現金の預入れ、又は為替による振込金の預入れとなります。

第6条 小切手・手形の発行禁止

当支店の預金取引及び当座貸越取引(カードローン取引)において手形、当座小切手の発行はいたしません。

第7条 預金の払戻し

- 1. この預金は、IC キャッシュカードを使用し、当社本支店の現金自動支払機又はATM若しくはゆうちょ銀行 又は当社が現金自動預入支払機の相互利用による現金払出業務を提携した金融機関のATMにて払い戻 すことができます。ATMでの払戻しに際しては、所定の手数料をいただきます。
- 2. この預金は、インターネット/モバイルバンキングを利用して振込・振替ができます。
- 3. この預金は、お客さまのご都合により当社がやむを得ないと判断した場合、又は、IC キャッシュカードをご利用いただけない場合に限り、当社本支店窓口にての払戻しを受付いたします。本支店窓口にて払戻しを行う場合は、本人確認書類の提示、印鑑照合機による届出の印鑑との照合等、当社所定の手続が必要となります。
- 4. この預金から各種料金等の自動支払いをする場合は、あらかじめ当社所定の手続が必要となります。
- 5. 同日に数件の支払いをする場合に、その総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当社の 任意とします。

第8条 振込金の組戻し

- 1. この預金口座への振込について、振込金融機関より当社へ振込金の組戻し(返金)依頼の通知があった場合には、受取人となられたお客さまには当社所定の書面手続にて組戻しの応諾をお願いいたします。組戻し書類が届いたにもかかわらず当社へのご返送がない場合、当社との連絡が取れない場合には、振込資金留保のため預金口座のご利用に制限をさせていただくことがあります。
- 2. お客さまが、この預金口座より振込を行い、何らかの理由により振込金の返却を申し出られた場合には、書面による振込金組戻しの手続が必要となります。振込金の組戻し手続には、当社所定の手数料をいただきます。

第9条 届出事項の変更、紛失等の届出

- 1. お届けいただいた住所、電話番号等を変更された場合には、直ちにインターネット/モバイルバンキング、 又は当社所定の方法により変更の手続を行ってください。
- 2. お届けいただいた氏名が結婚等により変更となった場合、及びお届けいただいたご印鑑を変更されたい場合には、当社所定手続が必要となります。
- 3. IC キャッシュカードを紛失・盗難した場合には、直ちに当社緊急サポートセンター又は当支店へ申し出ください。 紛失・盗難の手続及び IC キャッシュカードの再発行手続は、当社所定の手続が必要です。
- 4. お届出のご印章を紛失・盗難の場合には、直ちに当社緊急サポートセンター又は当支店へ申し出ください。 紛失・盗難の手続及び改印には当社所定の手続が必要です。
- 5. お届事項の変更や IC キャッシュカード等の紛失・盗難の届出の前に生じた損害については、当社は一切の責任を負いません。なお電話・パソコン等の通信端末により連絡を受け付けた場合、当社における必要な手続が翌営業日となった場合でも、それによって生じた損害について当社は一切の責任を負いません。
- 6. お届出の印章を失った場合、この預金の解約は当社所定の手続により本人確認が完了したものに限ります。 この際、当社の定める相当期間をおき、また必要に応じて保証人を求めることもあります。
- 7. 届出の氏名・住所にあてて当社が送付書類を発送した場合には、延着したとき、又は到着しなかったときでも 通常到達すべきときに到着したものとみなします。

第10条 金利の変更

金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は、当社所定の利率を一般に行われる程度のものに変更できます。

特に当社がお客さまに優遇金利を適用した場合には、お客さまに通知することなく、いつでもその優遇金利を変

更し、また優遇金利の適用を中止することができます。

第11条 取引の制限

当社は、以下の場合当社の裁量によりこの預金取引についてお客さまに連絡することなく取引の制限を行うことができます。

- 1. 当社よりの連絡が一切とれず、所在が不明となった場合
- 2. 振込の組戻しの依頼に応じることなく当社への連絡も一切ない場合
- 3. インターネット情報や電話での苦情などが頻繁に寄せられ、問題がある口座利用をしていると判断した場合
- 4. その他当社が必要であると判断した場合

第12条 解約等

当社は、以下に該当した場合、当社の裁量によっていつでも、当該預金取引を解約できます。解約により預金等が残る場合には、当社所定の方法でお客さまが指定したご本人名義の口座に当該金額を振込みすることでお客さまに対するすべての責任を免れます。ただし、当社判断により犯罪収益等公序良俗に反する資金であるとする場合には、この限りではありません。また、お客さまに対する貸出金等の債権が残る場合には、それを譲渡できます。

1. IC キャッシュカード受領前の解約

新規口座開設時において、お客さまが当社に届け出た住所あてに IC キャッシュカードを発送したにもかかわらず、この IC キャッシュカードが受領されず当社に返戻された場合は、お客さまの当社に対する口座開設の申込みは撤回されたものとみなし解約させていただくことがあります。

2. IC キャッシュカード受領後の解約

この預金口座を解約する場合は、電話、インターネット/モバイルバンキング取引等により当社へ申し出てください。本人確認が完了したものに限り所定の手続によりこの取引を終了します。

なお、解約時に預金残がある場合や解約によりお預り利息が発生する場合には、当社所定の方法にてお客さまが指定したご本人名義の口座に振込させていただきます。

- 3. 次の各号に一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、又はお客さまに通知することによりこの預金取引を解約することができます。なお、通知により解約する場合は、通知文書の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約とします。
 - (1)この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、又は預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - (2)この預金口座の開設に使用した本人確認書類に変造・改ざん・偽造があることが判明した場合。
 - (3)お客さまが前条にかかげる各項に該当した場合
 - (4)この預金口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- 4. この預金が、当社が別途表示する一定の期間お客さまによる利用がない場合には、当社はこの預金取引を停止し、又はお客さまに通知することによりこの預金口座を解約することができます。

また、法令に基づく場合にも同様にできます。

- 5. お客さまに対する債権の期限の利益を喪失し、預金全額を相殺した場合は、書面による相殺の通知をもって、預金口座を解約します。
- 6. 当社にお客さまに対する貸出金等の債権が残り、その返済用口座に指定されている場合には、お客さまから解約の申出があっても、当該預金の解約をすることはできません。

第13条 規定の準用等

本規定に定めのない事項については、各種ローン規定、当社諸規定により取り扱います。ただし取引の方法については本規定第2条によります。また、本規定と各規定との間に矛盾が生じる場合には、本規定が優先されます。

第14条 諸手数料

当支店の口座取引又は当社が提供する各種サービスに関する諸手数料は、当社が別途定めるとおりとします。お客さまから当社に対する諸手数料のお支払いは、原則として当社によるお客さまの普通預金口座からの口座振替とさせていただきます。なお、当社はお客さまに事前に通知することなく、諸手数料を変更又は新設することがあります。

第15条 譲渡・質入の禁止

この預金、預金契約上の地位その他この本支店取引に係るいっさいの権利及び IC キャッシュカード、又はインターネット/モバイルバンキング等のサービス契約等は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。

第16条 お客さま情報の取扱い

当社は、お客さまの個人情報を当社プライバシーポリシー(個人情報保護に関する方針)に基づき取り扱います。 当社のプライバシーポリシーは当社ホームページ上に記載しています。

第17条 成年後見等の届出

- 1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様にお届けください。
- 2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- 3. 預金者もしくは預金者の補助人・保佐人・後見人について、すでに家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始している場合、又は家庭裁判所の審判により、預金者について、任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様にお届けください。
- 4. 前三項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- 5. 前四項の届出前に当社が各届出前の状況を前提として手続を行った場合には、それにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
- 6. 本規定は、他の取引にも準用します。

第18条 反社会的勢力反社会的勢力にかかる規定

1. 反社会的勢力との取引拒絶

各種預金取引やその他付随取引及び当社が扱う各種サービス等(以下これらを総称して「取引」といい、取引にかかわる契約・約定・規定等を「契約等」といいます。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを条件として利用でき、これらの一つにでも該当すると当社が判断した場合は、当社は取引の開始をお断りします。

- (1)お客さまが、取引のお申込時に確認した「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意事項」に 該当していたことが判明した場合
- (2)お客さまが、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - ①暴力団
 - ②暴力団員
 - ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業
 - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥その他前各号に準ずる者
- (3)お客さまが、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、若しくは業務を妨害する行為 ⑤その他①~④に準ずる行為
- 2. 取引の停止及び解約

当社は、お客さま(取引にかかる代理人及び保証人を含みます。以下同じ。)が前項(1)~(3)の各号に該当すると判断し、取引を継続することが不適切であると判断した場合には、お客さまに通知することなく取引を停止し、またお客さまに通知のうえ、契約等を解約できます。

3. 本規定の効力

本規定は、取引にかかる契約等に基づく当社の権利行使を何ら妨げるものではなく、本規定と抵触しない契約等の各条項の効力を変更するものではありません。また、本規定は、契約等と一体をなすものとして取り扱われ

ます。

第19条 規定の変更

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、この規定を変更する必要がある場合は、 民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜 の方法で周知することにより、これを変更できるものとします。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

第20条 免責事項

- 1. 当社は、天災地変その他不可抗力と認められる事由により、本規定に定める取扱いが遅滞し又は不能となったことにより生じた損害については、その責を免れます。
- 2. 当社の責によらない通信機械及びコンピューター等の障害並びに回線障害、電話の不通により取扱いが遅滞したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当社はいっさいの責を負いません。

第21条 準拠法・合意管轄

当社との契約の準拠法は日本法とします。契約に関する訴訟については、当社本店又は当支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上 (2024年1月22日現在)